

総力戦体制期における「戦時保育」と保育施設の変容

金 慶玉

はじめに

総力戦体制期、日本においては政治・経済・社会・文化など様々な分野で、大きな変化があった。総力戦遂行のための法制度の根幹であった国家総動員法は、人的および物的資源を統制・運用⁽¹⁾する広範な権限を政府に与えた。長期化する戦争のなかで、すべての国民が労働に就くことを求められていたが、一方、出生率はしだいに落ち、1920年の人口1,000人に対して36.2をピークに1938年には27.2までに低下していた⁽²⁾。

戦時の兵力動員に伴い、さらなる人口増加の必要に迫られた政府は、1941年1月「人口政策確立要綱」を発表し、早婚と多産を奨励しながら、特に妊婦と幼児の栄養や健康を考慮するなど、本格的に人口増加をはかる政策を掲げるようになった。政府は「東亜共栄圏」の確立を「人口政策確立要綱」の目標として決め⁽³⁾、この目標を達成するため、単に出生の増加と死亡の減少だけをはかるのではなく、「次代皇国民」⁽⁴⁾の育成にも全力を注いだ。その一環としてまず行われたのが、1941年3月1日、国民学校令の発布である。同令第一条には「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」⁽⁵⁾という目的が明記されている。これにより小学校から名称を変えた国民学校は、日本帝国の未来を担う次世代の国民育成の基盤として新しく位置づけられた。それとともに幼稚園や保育園も「国民幼稚園」⁽⁶⁾としての活躍が期待され、注目を浴びるようになった。

子どもの保育に関連する先行研究を見ると、幼稚園や保育園の起源⁽⁷⁾と行政⁽⁸⁾、子どもの教育に関する研究⁽⁹⁾が大方を占めている。とりわけ、戦時期に行われた保育については、幼稚園や保育園の歴史に関する研究のなかで触れられているだけである⁽¹⁰⁾。こうしたなかで、戦争と保育の関係をたどっていくことにより、乳幼児の保育まで入り込んだ教育の国家的性格が明らかになると考えられる。

本稿では、「人口政策確立要綱」で強調された「東亜諸民族に対する指導力を確保^{しど}し、^{りようが}他の諸国を凌駕」⁽¹¹⁾する次世代の育成に着目し、その基礎段階である戦時保育に焦点を当てる。戦時保育が、どのような必要性に迫られて行われていたか、戦時保育の特徴は何か、さらに、幼稚園や保育園または託児所において戦時期にはどのような変容が、なぜ起きていたかを探りたい。

本稿での戦時保育とは、1937年の日中戦争から1945年の敗戦にいたる総力戦の時期に行われた、学齢期以前の乳幼児と子どもに対する保護と教育の概念のことであり、保育施設とは幼稚園と保育園、または託児所のことで、これらを一括して保育施設と称する。幼稚園と保育園、または託児所を一つの保育施設として捉えるのは、幼稚園と保育園の設置

当初の起源と目標が異なるにもかかわらず、この時期に国によって同じ戦時保育が唱えられていたからである。そして、本稿では農繁期託児所と季節託児所も戦時託児所の一種として把握し、議論を展開していく。なぜなら、農繁期託児所や季節託児所も食糧の増産のため、女性の労働力を動員する方策として設置されたからである。

1. 戦時期における保育

戦争が長期化するにつれ、前線で戦う男性の代わりに、家を守り、職場を守る女性の銃後の役割が重要性を増し、女性は国の資源として捉えられた。その分、女性の出産と保育という家庭内の問題が国家の未来と関連する国策に組み込まれて、国家は本格的に「皇国民づくり」に乗り出した。この段階で、人口政策や健民政策と関連する、女性の出産と育児による報国という使命が重視されるようになった。それは総力戦という名の下で、個人の出産や育児すらも国家により統制・管理されることになったことを意味していた。

本章では、まず、戦時以前の保育施設の起源と沿革を前史として捉え、それぞれの特徴と目的を確認する。次に、なぜ戦時期に戦時託児所のような戦時保育が行われるようになったか、その必要性と、保育施設とともに浮上する保姆の問題を検討する。

1) 保育施設の起源と沿革

日本における代表的な保育施設といえば、まず幼稚園が挙げられる。日本の幼稚園第1号は、東京女子師範学校（現お茶の水女子大学）に1876年に創設された附属幼稚園である。当時の入園可能年齢は3歳であり、3年間の保育を受けて小学校に入学することができ、1日の保育時間は4時間で、保姆1人の受け持つ幼児数は50人とされていた⁽¹²⁾。しかし、明治初期の小学校の就学率は全国平均で38%にとどまっており、附属幼稚園に入園できる幼児は、経済的に上層の家庭の幼児だけであった⁽¹³⁾。1884年、幼児は幼稚園で保育するように文部省から通達が出され、公立幼稚園の増設など、幼稚園の普及が促進された。1898年、幼稚園の数は国公立と私立をあわせて229園となり、幼児数は2万人を超えた⁽¹⁴⁾。文部省が幼稚園に関する最初の総合的な法令「幼稚園保育及設備規程」を定め、1909年にはすべての県に少なくとも1園が設置されていた。1926年に制定された「幼稚園令」の第1条には、「幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」と明記され、幼稚園の設置目的は教育的要素によって占められていた⁽¹⁵⁾。

一方、日本で託児所という名称が法令上に初めて登場したのは1938年の社会事業法であった。託児所に公的な規定が定められたのは戦後1946年の児童福祉法であり、それ以前の託児所は公的な規定のない状況で育児園・保育園・保育所など多様な名称で呼ばれ、運営されていた。託児所は言葉でもわかるように、貧困児童を「母親の労働時間内」に「委託

し、「乳幼児」を「保護」することが主な目的であった⁽¹⁶⁾。日本で最初の託児所は 1890 年に新潟県に設立された「私立守孤扶独幼児保護会」の前身たる託児所である⁽¹⁷⁾。当時日本の託児所の状況は、社会事業の下で救済的な役割しか持たず、保健や設備においても間に合わせ的な部分があり、そのため、子どもの保育施設としての当然な役割であった保護と教育を果たすことができなかった⁽¹⁸⁾。以下は農繁期に子どもを失った母親の手紙の一部である。

五月も何時か半も過ぎ、農繁期が目前に迫ってくるにつけ想ひ出される悲しみの数々忘れもせぬ去年の六月十七日場所もあらうに愛し子を溜池の面に眠りし死顔を見出そうとは神ならぬ身の知る由もありませんでした。／(中略) 幼な児は裏の溜池に落ち込んでしまったのです。(中略) 村にも託児所が御座いました。けれども其の頃の私はこれに対する理解が足りませんでした。(中略) 託児所なんて只子供を集めて遊ばせる所に過ぎないんだ。もつと――规律的に教育でも施してくれなければ子供を出す必要はないと、ある一つの反感をさへ抱いてみた私でした。／(中略) 都会生活をして居る者は日々収入がありますが農村になると日々収入どころか月末の収入さへないので御座いますから、一ヶ月の保育料、五十銭、八十銭と出すのはほんとうに苦痛なんで御座います。⁽¹⁹⁾

この記事が載せられたのは『児童問題研究』1934年7月号である。1933年、日本の常設託児所は608ヶ所、農繁期託児所は2,519ヶ所が開設されていた⁽²⁰⁾。しかしここでもわかるように教育機能の充実ではない、ただ子どもを遊ばせるところに過ぎなかった託児所に対して母親は反感を持っていた。その反感の根底には、収入がない農村で保育料を出すのは苦痛だという事情があった。都市も同様であった。ある母親の言葉によると、東京市小石川区一帯に散在している工場で働いている「乳飲児を抱えた女工さん達は、市の託児所が近所に在つても、其所に預ける事を嫌つて、大抵、里子にやつてしまふのが多い」⁽²¹⁾というのが現実であった。働く母親が託児所に対してどういう考えを持っていたのかがよくうかがえる。内務省の社会事業の下で救済・救貧活動の一種としてはじめられた託児所は、教育的配慮を行うより、子どもをただ遊ばせるところとして機能し、慈善の性格が強く、栄養・清潔・生活習慣の指導などが重視されており⁽²²⁾、実のところ、幼稚園が教育の主流となった⁽²³⁾。

2) 戦時保育の必要性

文部省教学官であった松久義平は、「戦時保育の意図する所」が、戦時下の家庭教育の不足を補い、乳幼児保育の万全を期すること、家族をして職務に挺身させ、生産力の増強に寄与させることにあると述べている⁽²⁴⁾。本項では松久の「戦時保育の意図する所」を参考

にして、戦時厚生事業の一環として積極的に行われた戦時保育が当時、なぜ必要であったかを検討する。

第一は人口政策的な側面である。日中戦争の開戦前から出生率の低下が進んでいた状況下、長期化する戦争によって兵力と労働力は益々不足していた。政府はこれに対する根本的な対策として1940年には国民優生法を、1941年には「人口政策確立要綱」を発表して人口の量的・質的改善をはかった。表1の1920年から1943年の人口の年次推移を通して、出生率と死亡率を確認して見よう。

表1 人口動態総覧の年次推移（人口千人当たり）

| 年次 | 出生率 | 死亡率 | 乳児死亡率 | 新生児死亡率 | 死産率 |
|------|------|------|-------|--------|------|
| 1920 | 36.2 | 25.4 | 165.7 | 69.0 | 66.4 |
| 1937 | 30.9 | 17.1 | 105.8 | 43.8 | 48.6 |
| 1938 | 27.2 | 17.7 | 114.4 | 46.2 | 49.1 |
| 1939 | 26.6 | 17.8 | 106.2 | 44.3 | 49.2 |
| 1940 | 29.4 | 16.5 | 90.0 | 38.7 | 46.0 |
| 1941 | 31.8 | 16.0 | 84.1 | 34.2 | 43.4 |
| 1942 | 30.9 | 16.1 | 85.5 | 34.1 | 41.0 |
| 1943 | 30.9 | 16.7 | 86.6 | 33.8 | 39.6 |

出典：『厚生省五十年史資料編』厚生問題研究会，1988年5月，644頁より作成。

* 乳児死亡率は1歳未満の死亡率である。

* 新生児死亡率は1ヶ月未満の死亡率である。

まず、戦時保育が必要であった第一の理由は、人的資源を求めていた当時の人口政策との関係から見つけることができる。表1でも見られるように、日中戦争が勃発した1937年の日本の出生率は、人口1,000人に対して30.9で、1920年の36.2より低下している。しかしこれは、同年におけるイギリスの出生率14.9、ドイツ18.8、フランス14.7、そしてアメリカの17.0⁽²⁵⁾と比べると、日本がはるかに高率である。死亡率を見ると、1937年の日本の死亡率は人口1,000人に対して17.1で1920年の25.4より低下しているが、同年におけるイギリスの死亡率は12.4、ドイツは11.7、アメリカは11.4⁽²⁶⁾で、これらの国と比してみると日本の方が非常に高率であることがわかる。このように西欧に比して出生率は高いものの、1920年より低い出生率と、なによりも欧米より高い死亡率のため、徐々に低下する人口増加率は大きな問題となった。なぜなら、出生率の低下と高い死亡率は将来的な「民族の自滅」⁽²⁷⁾を意味していたからであった。欧米に比して高い死亡率の原因は、乳幼児死亡率に基因していた。生後5歳になるまでの間に、約2割が死亡していた⁽²⁸⁾。

さらに、人口政策を成功させるためには、子どもと母親の栄養状態も解決すべき問題であった。東北地方のある村では、「乳幼児の健康状態が思はしくない、どうしてかと調べた処が、栄養の問題で母の乳の出が非常に悪い。これは母親の栄養が十分でないからである。それは農繁期の過労の結果で、それが乳幼児に影響をしてゐる」と考えて、これを解決するため共同炊事場と託児所を設置した。栄養状態を改善するために「村の共同炊事に対しては特別に、物資の特配をやつて」いたが、「特配だけを貰つて、共同炊事をやらずに、済す方法はないかといふので、共同炊事の看板だけを掲げて特配の請求をしたといふ部落もあつた」⁽²⁹⁾ というように、実のところ「中途半端」⁽³⁰⁾ になっていた。

流死産届出制がないためその実数は不明であるが、流死産児はあわせて1年間に約30万人前後と推定されていた⁽³¹⁾。そして、早産児のほとんどは死産か、あるいは乳幼児期に死亡しやすい⁽³²⁾ という事実があつて、人口政策の当面目標も「出生増加」だけではなく、「死亡減少」特に乳幼児の死亡率減少を掲げていた。乳幼児の死亡の主な原因は先天性弱質・下痢および腸炎・肺炎であつた⁽³³⁾。これは妊産婦の栄養状態と衛生や保健意識の不足が大きく関係していた。母性および乳幼児保護に関する行政事務は内務省が、1938年よりは厚生省が所管し、1941年8月には人口局に母子課が設けられた。政府は「人口政策確立要綱」に明示されているように、結核予防とともに都市や農村に母性および乳幼児の保護指導を目的とする保健婦⁽³⁴⁾ を置き、保育所の設置・農村隣保施設の拡充・乳幼児必需品の確保など、乳幼児の死亡減少の方策を推し進めた。その結果1943年は1920年に比し、乳児死亡率は52.3%、新生児死亡率は49.0%低下させることができた。

戦時保育が必要であつた第二の理由は、戦争の本格化に伴う戦時経済から発生した労働力不足の問題であつた。満州事変(1931年9月-32年3月)から日中戦争をへて真珠湾攻撃(1941年12月)に至るまでは、人口の自然増加と農村からの移動によって、年々重化学工業における需要の増加に応じて労働力の供給が行われてきた。しかし、継続する出生率低下と農村の人手不足は労働力の供給量に影響を及ぼし、真珠湾攻撃以降には、軍需産業と直接的な関係がある重化学工業においても労働力確保が困難となつた⁽³⁵⁾。結局、政府は1941年11月に国民勤労報国協力令、1944年8月に女子挺身勤労令と学徒勤労令を次々と発し、不足する労働力を女性と学徒の動員により補うことにした⁽³⁶⁾。女性の労働力を動員するために、託児所や共同炊事のような共同生活の場を設け、戦時保育を行うことになつた。農村を中心にして、農繁期の季節託児所は1944年に5万ヶ所以上まで増加している⁽³⁷⁾。

このように、「大東亜共栄圏」を建設する兵力と労働力の確保が何より緊急を要する際、戦時保育は「次代皇国民」育成と「女性労働力」動員に関連する重要な政策であつた。

3) 戦時措置としての託児所保母養成

保育施設の増加とともに問題となつたのは、乳幼児の育児を担当する保母であつた。託児所に公的な規定が定められたのが1946年児童福祉法なので、その以前の託児所は、当然

託児所保姆に対する規定もなく、幼稚園保姆資格規定により保姆を養成し、託児所で働くようにした。しかし、昭和前期に入ると社会状況の変化に伴い、託児所保姆に対する需要が急増し、その需要に応えるため短期間で行われる保姆講習会が開催されるようになった。この項では、戦時期に需要が急増した戦時託児所保姆の養成を中心にして検討する。

東京市が1943年に戦時託児所を設置する際、設立要項には、託児数と連関する必要な職員数も挙げられていた。一ヶ所の平均託児数60人（最低30、最高100）で、職員は、所長1人、保姆4人（正式保姆2、勤労奉仕2）、保健婦1人、嘱託医2ヶ所について1人、小使1人で、合計6人であった⁽⁸⁸⁾。表2は、常設と季節保育所の施設数と児童数、保育従事者数を表している。

表2-1 常設保育施設に関する調査（1941年10月現在）

| 施設数（箇所） | | | 保育児童数（人） | | | 保育従事者数（人） | | |
|---------|-------|-------|----------|---------|---------|-----------|-------|-------|
| 公設 | 私設 | 計 | 乳児 | 幼児 | 計 | 保姆 | 其他 | 計 |
| 48 | 1,310 | 1,718 | 2,016 | 144,667 | 146,683 | 4,374 | 1,833 | 6,209 |

出典：中央社会事業協会社会事業研究所『日本社会事業年鑑』昭和18年版、文生書院、1974年12月、144-45頁より作成。
* 厚生省人口局母子課調査

表2-2 季節保育施設に関する調査（1941年10月現在）

| 区分 | 施設数（箇所） | 児童数（人） | 保育従事者数（人） |
|-------|---------|-----------|-----------|
| 春季 | 20,574 | 1,143,030 | 98,707 |
| 秋季その他 | 7,783 | 391,856 | 31,255 |
| 計 | 28,357 | 1,534,886 | 129,962 |

出典：中央社会事業協会社会事業研究所『日本社会事業年鑑』昭和18年版、147-48頁より作成。
* 厚生省人口局母子課調査

1941年10月、まだ戦時託児所の設置以前の保育の状況であるが、常設施設は平均一ヶ所の児童85.4人で、保育従事者は3.61人である。季節施設は、春が平均一ヶ所の児童55.6人で、保育従事者は4.80人であり、秋が平均一ヶ所児童50.3人で、保育従事者は4.02人である。常設施設より、季節施設のほうが保育従事者の余裕があることがわかる。ほとんどが食糧増産のため設置された季節保育所は、農繁期の短い期間のみ運営されていたので、保育従事者も専門的な知識を備えているというより、村の人々の共同作業や短期間の講習で養成された保姆が主体であった。

元々日本における農繁期託児所は寺院経営が最も多く、愛国婦人会のような婦人団体と村の運営も少なくなかった。しかし、寺院経営のものは、寺と信者との間を「親しくする

ため、「農民を仏教にすがらしめ様とする」^(ママ)⁽³⁹⁾ 意図があり、村営といっても、寺院と婦人団体との協力によるものがほとんどであった。専門教育を受けている保姆を使う場合もあるが、小学校の女教師、婦人会員、女子青年団役員、寺院住職夫人、神職夫人などが主となっていて、何も知らぬ子どもたちに仏教などを押し付けたり、慈善を施したりする傾向が強かった。こういう宗教や婦人団体による農繁期託児所は慈善救済の性格が強く、千葉県のある農繁期託児所では「部落の人たちが子供をあづけないで困る」⁽⁴⁰⁾ という意見もあったという。

しかし、女性労働力の動員のためにも戦時厚生事業として、毎日子どもを預けられる戦時託児所の必要性が語られるようになり、保育従事者、特に保姆の不足は、生産力拡充と関係して考慮しなければならぬ重要な問題となった。女学校附設の保姆養成機関や一般養成所を卒業しても、ほとんどの保姆希望者が、保育園や託児所より、「待遇もいい、上品らしくみえる」⁽⁴¹⁾ 幼稚園を希望していた。1944年、東京都⁽⁴²⁾はこの問題を解決するために戦時措置として、新卒業者を「少くとも一ヶ年間」保育所へ「強制的に」「配置配属」させること、さらに、「保育所従事者の必要性に鑑み、十九年度において三ヶ月を単位とする保姆養成機関を設置し、一期二百名を収容し、一ヶ年八百名を」養成する計画を立てた。これ以外にも、「廃校する女子各種学校等の中、約二十校」を「保姆学校に転換する」⁽⁴³⁾ ことにしている。

保姆不足は東京都だけの問題ではなかった。福岡県においては「保育婦規定」を制定し、県内限りといっても、一定の資格を与え、「精神的・物質的」な待遇を改善した。また、1943年には経費12,000円を計上して保育所養成所を開設し、6ヶ月を一期として年2回、毎回50人を養成していた⁽⁴⁴⁾。富山県においても、「戦時保育錬成講習会」の名の下に青年学校女子職員と学校職員に保育に関する観念と知識・技能とを教育し、農繁期保育所と生産増強に資するように教職員の戦時体制を一層強化していた。また、季節保育所保姆の大量養成のために5日ないし7日間、講習会を各都市に開設していた⁽⁴⁵⁾。

2. 戦時保育の特徴

1) 教育と保護の一致を目指して

第1節第1項でも述べたように、幼稚園は幼児の教育が主な目的で設置されていたが、託児所は救済と保護を目的とする保育施設であった。しかし、戦時期にはここに大きな変化が見られる。

戦時保育の第一の特徴は教育と保護の機能が一体化した点である。当時、東京市建民局母子課長を務めていた荻宿俊風^{かりやどしゆんぶう} (1898-?) は、東京市が推進した戦時託児所という名称につき、「保育所といふことにすると、外来の思想の臭気がするし、託児所といふと、従来の貧困階級のことを思はれて、この度の設置方針が諒解せられないのではないかと憂ひまし

たが、戦時と託児所と離れてゐるのではなく、一気に一つの概念として戦時託児所⁽⁴⁶⁾としたと、苦心の跡を述べている。その対象を見ても、

こゝには入つて来る子供は、従来東京市がやつてゐたやうに、生活に余裕のない家庭を対象にしてゐるのでもないし、又従来の幼稚園といふののやり方、それはやはり生活に余裕のある家庭の子弟を見るといふことにあつたやうに思ふが、これでもないのである。(後略)

(前略) 全体を対象として一人の有閑者をも無からしむる施設にして行かうといふ新しい性格を持っているのである。⁽⁴⁷⁾

と所信を披歴している⁽⁴⁸⁾。

一方、政府とは異なる立場で保育施設の一元化を求める声もあつた。保育問題研究会で実践研究を指導していた城戸幡太郎^{きどまんたろう} (1893-1985) は、「幼稚園、託児所の保育案は「社会協力」といふことを指導原理として作製さるべきもので、幼稚園と託児所との教育はこの原理によつて統一されねばならぬものである」⁽⁴⁹⁾と述べている。彼は幼稚園と託児所との教育原理における統一を主張していた。また、『社会事業』や『社会事業研究』のような雑誌には、時局にあわせて保育案・保育内容を新しくし、保育事業と行政を円滑にするため幼稚園・保育園・託児所を問わず、一元化すべきだと主張する記事もよく見られる⁽⁵⁰⁾。

東京市は1943年、戦時託児所設置基準を示し、1944年、「都内二百余の無認可幼稚園とその他の各種保育施設を全面的に切換へ託児所の再配置を行ひ、これ以外の幼稚園、各種保育施設の類は五月末日までに“幼児教育”から閉出⁽⁵¹⁾すとして、戦時託児所の設置を進めた。幼稚園と保育園の一元化による戦時託児所の誕生は、教育と保護との異なる方向性を一致させる結果を生んでいた。

2) 「次代皇国民」の「国民幼稚園」

この項では、戦時期の保育施設が何を主眼に置き、子どもにどのような教育を、いかなる方法で行っていたのかを検討する。「国民幼稚園」として注目を浴びた保育施設が子どもに注入した思想、とりわけ皇国民として備えるべき思想と姿勢、そしてその錬成に焦点を当て、保育の実際を中心にして戦時保育の特徴を明らかにしたい。

「国民幼稚園」が浮上するようになった契機は、1941年の国民学校令である。同令第一条には「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」という目的が示されている。国民学校は、次世代の国民育成の基盤として新しく位置づけられ、それに伴い、保育施設も「国民幼稚園」として新しく登場するようになったのである。1943年3月の『幼児の教育』には、次のような記事が載せられている。

昨年より実施せられた国民学校令の根本精神は、単に国民学校にのみ通ずる断片的なものではなく、上は大学より下は幼稚園までの教育系統に適用され、流通する、謂はゞ国民教養の中核をなすものであると考へます。しかも幼児保育は、其中核的な国民学校教育に直ちに連続するものであり、其の重要な基礎であるとするれば、幼児期の保育の重大さが深く認識されるのであります。私達は国民学校令の根本理念を把握して、それに基く保育をなさねばならぬと思ひます。⁽⁵²⁾

この記事では、国民学校令の根本精神を、幼稚園から大学までの連続的に通じるものとして捉え、その基礎となる幼児期の保育の重大さを強く述べている。

このように戦時保育の第二の特徴は、国民学校令の根本精神に沿う保育であり、保育全般にわたって皇国民的性格を啓培することである⁽⁵³⁾。では、幼児期の子どもに皇国民的性格をいかなる方法で啓培することができていただろうか。当時民生局に勤務していた秋田美子(1907-67)は、

保育内容として規定されたものは、体育訓練と日常生活習慣の養成で(中略)国家行事をできるだけ保育の中に取り入れ、国民意識を育てることでした。毎日の国旗掲揚や君が代の斉唱、体操の実施、訓話などを理解を越えたところまで強制しなければならぬようなことが日増しに多くなってきました。⁽⁵⁴⁾

と保育を回顧している。各保育施設で行われた戦時保育の実施事項によると、まず、皇室尊崇を挙げることができる。子どもに宮城遙拝をさせたり皇室に関する話を聞かせたりして、皇室に対する尊崇の態度を養い、敬語を日常生活で使うようにした。次は、神社参拝である。毎月8日の大詔奉戴日のみならず、月の1日、15日の両日、および大戦果の日も、神社に行つて参拝を行うようにした。最後に、防空訓練である。幼稚園や託児所などの保育施設では、待避訓練として布で作られた帽子を着用させ、伏せの姿勢を練習させるなどした。このような訓練は、個人中心の精神をやめ、皇国中心の集団重視の精神を發揮させることに主眼点が置かれていた⁽⁵⁵⁾。

「錬成」という言葉からも推測できるように、戦中、やがてまた戦線に送られなければならぬ乳幼児であるので、国家が最も強く要望しているのは子どもの身体を強く、丈夫にすることであつた。「ツヨイコ」⁽⁵⁶⁾に育てるため、毎日体操と戸外・園外保育などが積極的に行われた。また、偏食矯正のため給食をしたり、子どもにおやつ⁽⁵⁷⁾や栄養剤を与えたりするところもあつた⁽⁵⁸⁾。そのなかでも、3月末より5月下旬、9月より11月初旬までの期間に半裸体(パンツだけ)で、10分から20分ほど外で日光浴を行うことにより、子どもの身体を鍛錬する保育報国の一環とした⁽⁵⁹⁾。表3-1はまだ平時といえる1933年、東京朝日新聞社によって優良託児所として表彰された東京市と福島県の保育施設の保育案である。

表 3-1 東京市と福島県の保育施設の保育案

| 時間 | 福島県岩月村農繁託児所 | | 東京市深川区本村町市民館 | |
|-----------|--------------------------------|--|--|--|
| | 保育案 | 備考 | 保育案 | 備考 |
| 6-10 時 | 屋内にて出席点検。童話、蓄音機等。屋外でブランコ。砂場、遊戯 | 晴天の際は随時 野外遊歩をなし、 草摘等をなす。 | 自由遊び | 晴天なれば屋外 運動場にて自由 に遊ばせる。 雨天の際は室内 にて遊ばせる。 |
| 10時 | 屋内に入れお八つ | | 会集（御挨拶、お話、 新しい歌、歌の遊び） | |
| 10時 半- | 屋外にて種々遊 戯 | 託児を教育する といふよりも子 守をする考へで 相手する。 | 各組別（個人遊び等） 〔11:00迄〕 | バスケットボー ル、スベリ台、ブ ランコ 三組に分つ 三組別 |
| 12時 | 昼食 | | お弁当（手洗ひ、支 度、お弁当） 〔11:00-12:00〕 | |
| -2時 | お昼休（午睡） | | 午睡（自由にさせる） 〔1:00-2:30〕 | 午睡しない幼児 は静かに絵本等 観せる |
| -4時 | 室内自由遊び | 経費は県、村の補 助により、家庭よ りは徴せず。 | 自由遊び〔2:30- 3:00〕、お八つ（お手 洗ひ、支度、お八つ） | |
| 4時 | お八つ | | おかへり | 大部分は帰りま す、残る子供は十 二人です |
| 5時 | 自由帰宅 | | 自由遊び〔6:00迄〕 | |

出典：全国託児所「我が保育案」『児童問題研究』第1巻第1号，1933年7月，東京帝国大学セツルメント，55頁より作成。引用にさいし，適宜句読点を補った。〔 〕内は引用者の補足。

それでは、戦時期の保育施設、特に教育が主となっている幼稚園はどういう保育案を持っていたのか。次の表3-2は、戦時期の幼稚園での保育項目と保育内容を表している。保育項目は六つに区分され、それに関連する保育内容も、戦時期という時代を反映し、すべてが戦争と関連がある。「ツヨイコ」をつくるために体力をつけることは基本であり、手技も慰問袋など、大体戦争用品が主になっている。しかし、「材料には廃物を利用して物をむだにしないように」という語句からは、当時の物資不足の状況がうかがえる。また、唱歌・談話・観察も子どもに時局を認識させ、皇国民の基本的な素養をつける教育であることがわかる。

表 3-2 保育項目と保育内容

| 保育項目 | 保育内容 |
|--------|--|
| 体力をつける | 寒さに負けない幼児をつくるための活動を多くする。徒歩を多くする遠足会をする。国民体操をする。 |
| 手技 | 慰問袋を作る。肩章、単刀、勲章、双眼鏡、軍帽、軍艦、タンク、高射砲、看護帽などを作る。材料には廃物を利用して物をむだにしないようにする。 |
| 唱歌 | 戦争に関連した、落葉の兵隊さん、無敵飛行機、少年航空兵など。また軍歌、天に代りて、露営の夢など。 |
| 談話 | 時局に関する話、戦争の美しい場面の話、兵隊に関する生活経験の発表、乃木大将などの紙しばい。 |
| 観察 | 戦争に関する新聞の切抜、写真など。 |
| 栄養 | 栄養食の指導と日の丸弁当の実施。 |

出典：『幼稚園教育百年史』文部省，1979年8月，254頁より作成。

このように、戦時保育は、錬成を打ち出し、集団的な精神主義だけを植え付ける、「国民幼稚園」としての特徴を持っていた。これこそ、平時の保育と違う、戦時保育の特徴であるといえるだろう。

3) 東京市戦時託児所の設置と運営、閉鎖

この項では東京市の戦時託児所を例に挙げて検討することにする。総力戦時期に、地方行政団体で保育事業を行った地域は、東京市のほかにもあるが、東京市は当時、「帝都」⁽⁶⁰⁾としての位置もあったので、その政策は一つの地域の次元を越え、日本全体を代表し、他の地域の手本になる意味もあったと考えられる。

既存の政策のなかでも東京市の戦時託児所は、「市の方で戦時的な性格を帯びさせる政策の中で、最も新しく立てる必要がある」⁽⁶¹⁾という観点から、生産増強と関係があるものとして、「もつとも適切な事業の一つ」⁽⁶²⁾と判断された。東京市はすでに1937年9月から市内20ヶ所の方面館⁽⁶³⁾で、出征軍人の遺家族の乳幼児保育を開始していた。1941年4月には市内の一般乳幼児を対象にし、公立保育所を開設する「東京市保育所使用条例」を設けた⁽⁶⁴⁾。しかし、何年も続かわからない戦争を勝ち抜くためには、女性の労働力を動員する方案が必要であった。女性が安心して子どもを預け、仕事に専念できるように、その子どもを「暹ましき次代皇国民」⁽⁶⁵⁾に育てられるように、この二つの趣旨の調和を目指した政策が戦時託児所であった。すなわち、市民皆働を促進し、乳幼児の資質を向上させることが目的であった。

東京市はまず、1943年に既存の方面館などの公立保育施設46ヶ所の名を戦時託児所と替え、一ヶ所につき予算年額8千円を設定して166ヶ所の設置を目標にし、その性格も時

局に対応したものとした⁽⁶⁶⁾。戦時託児所の設置方針は次の通りである。

- 一、時局の要請に副ふべく、みんな働けるやうに。戦時生産に役立つやうに。
- 二、働くと言つても工場だけでなく、種々の職場に於て働く。都市に於ては、知識階級の方面の婦人も大いに働いてゐるから、かういふ方面にも役に立たせるやうに。
- 三、大東京の外周には農業を営んでゐる所がかなりあるので、食糧増産といふ方面にも役に立つやうに。季節託児所といふことも都市では考へる。⁽⁶⁷⁾

戦時期「銃後の務め」の完遂を求め、都市と農村を含んだすべての職場において、戦時生産に全力をあげるやうに、これが設置方針であつた。さらに、食糧増産のため設けられた季節託児所も戦時託児所と同じ方針の下に、都市においても設置が進められていた。

設置方針が女性の労働力に対するものであつたとすれば、保育方針は子どもに対するものであつた。保育方針の内容を見ると、三つの点に焦点が当てられていた。まず、精神的な面で外来思想を除去することである。子どもの童謡・童話・遊戯においても、外来の影響のすべてを取り除き、「精神的な面」における「皇国化」をはかることであつた。次は、錬成である。いつか戦線に送られる場合を備え、心身ともにながちりとし、強く指導することを強調した⁽⁶⁸⁾。しかし、物資の不足のため、教育や保育関連の道具も準備できない状況において、強く育成するために、ただ「野外で、子供の伸びるだけを伸ばしてゆく」ことが錬成の方法として挙げられていた。最後は、体錬と養護である。子どもの成長に栄養は非常に重要なので、足りない物資でも乳幼児に補給することにしている⁽⁶⁹⁾。このやうに、保育方針は、時局に応じ、子どもに「次代皇国民」の姿勢と思想を植え付けることが主な内容であつた。

また、戦争のなかで、新しく施設を建てることもできない状況において、戦時託児所も、あるもので間に合わせる方針で、方面館、神社、仏閣、公私女学校などを利用している。受託時間も夏の4月から10月は午前6時から午後7時30分であり、冬の11月から3月は午前6時30分から午後7時30分であつた。一般幼稚園などが一日4時間程度であつたことに比べると、はるかに長い受託時間であつた。使用料についても、乳児は6円、幼児は4円50銭が最高の月額で、家庭の事情により免除も可能なやうにした⁽⁷⁰⁾。何より3歳以下は入所を拒否するところがたくさんあつた託児所⁽⁷¹⁾が、戦時託児所となつてから生後3ヶ月以上より学齡未滿の子どもを対象にしていたので、幅広く子どもを集め、その分、女性の労働力も動員することができた。

このやうにして1944年2月、東京都営戦時託児所の数は、方面館または方面事務所に附設された46ヶ所、国民学校内に設けたものが11ヶ所、神社寺院内その他のものが16ヶ所、合計73ヶ所に上つていた。さらに77ヶ所の増設計画があり、完成すれば150ヶ所に達する予定であつた。また、私立託児所で認可を受けた託児所270ヶ所と無認可施設を含める

と、全都託児所数は約600ヶ所となり、受託児数は公私を合わせると3万数千人となっていた⁽⁷²⁾。しかし、1944年4月19日、東京都は、空襲に備え、「公私立幼稚園非常措置ニ関スル件」を幼稚園設立者に出していた。緊迫した情勢に応じ、「幼稚園ハ当分ノ間其ノ保育事業ヲ休止」するようにした。たが、時局下必要な「託児施設ト認メラルモノニシテ引続き戦時託児所トシテ経営」することができるようにし、戦時託児所への転換を要請した⁽⁷³⁾。これにより、公私立幼稚園は存廃の危機のなかで、やむを得ず、戦時託児所に代わって延命することになる。結局1944年6月には、空襲下、集団保育が問題となり「東京都下託児所閉鎖令」も出て、保育施設は、「時局下の非常措置として閉鎖」され、「生産増強」に寄与する戦時託児所のみ設置が承認されるようになった⁽⁷⁴⁾。しかし、1945年3月10日の東京大空襲を受け、幼児疎開を行い、同年6月から縁故疎開不能の幼児を対象に関東地方の近県内に集団疎開を行った。疎開幼児は300人の少数であるが、これに伴い、戦時託児所は全面的に事業を休止することになった⁽⁷⁵⁾。

4) 農村の託児所の実際

以上述べてきたように、東京市戦時託児所は、戦争を勝ち抜くために設置され、一方においては銃後の務めとして生産増強を、他方においてはたくましい次世代国民育成を、という二つの目標を追求した戦時機関であった。では、都市とは異なる農村の託児所ではどういう状況で保育が実施されていたのだろうか。この項では、北多摩郡の常設託児所と東北のある部落の農繁期託児所を例に挙げて検討する。

藤田たきは『社会事業』1941年5月号において、東京市の中心にあった津田英学塾が北多摩郡小平村に移転の後、「津田子どもの家」を建設して女学生の勤労奉仕として保育事業を行ったことを述べている⁽⁷⁶⁾。1938年の文部省通牒により、女学生も長期休業の際、3-5日間勤労奉仕をすることが義務付けられていた。津田英学塾の女学生も勤労奉仕のため陸軍被服廠に、また宮城外苑整備事業に出かけていた。たが、小平村から東京までの交通費が一人当たり1円はかかったので、寄宿舎の女学生180人が移動すると180円を要することになる。そのような大きな金額では東京まで出かけられない。代わりに、そのお金で一つの幼稚園も託児所もない小平村に託児所を建てることにする。

1939年10月1日「津田子どもの家」が設置される。約1年半が過ぎた1941年5月頃、子どもの平均出席者は約50人を超えており、保育料は月20銭であった。2人の保姆と「おばさん」3人が一年を通して働き、女学生が勤労奉仕として保育事業に参加する。農繁期になると、数百名も押し寄せてくる状況だったという。女学生が勤労奉仕として学校の畑の芋掘りをやると、その世話をする農民が「またあとで掘りかへさねばならぬ」と却って不機嫌であったという。それは保姆たちも同様であった。「素人にして貰っては却って面倒だ」。しかし、当時の橋田邦彦文部大臣（在任1940-43年）は、「それが食糧増産に役立てば誠に結構である」といった。

女学生の勤労奉仕は農民も、保姆もあまり喜んでいたわけではないことが推測される。だが、常設施設としては平均 50 人という人数であったが、農繁期になると数百人も押し寄せたということから、平時と農繁期という時期による託児所の必要性の差が大きかったことが読み取れる。また、託児所の本来の目的として食糧増産だけを優先する橋田文部大臣の言葉からは、戦時期の農村の託児所は子どもより食糧増産が優先であったことも推測される。

次は東北のある部落の農繁期託児所の例である。当時東北帝大農学研究所講師を務めていた須永重光 (1907-76) は、附近の農繁期託児所が失敗に帰したことについて次のように述べている。

その原因は保姆は外来者であつて、託児所開催が朝八時より午後四時までといふのであつたことによる。従つて幼児、児童は父母が六時から六時まで農作業を行ふとき、始と終りの二時間づゝを放任されるから、農作業の能率に影響をもたらしたのである。要するに農繁託児所の根本使命たる農作業能率化といふ基礎観念を、外来者は託児所のみにつまはれて忘却し勝ちなのである。⁽⁷⁷⁾

須永は外から保姆が配置され、託児所で保育が行われるが、農村の事情と合わない託児所の受託時間が却って農作業に影響を与えているという。さらに、朝晩 2 時間ずつ放任された子どもは危険にさらされる場合も多くあり、何よりも農民は、託児所の仕事は楽なので保姆に対する報酬は安くてもいいという考えだったという⁽⁷⁸⁾。

農繁期託児所は 1930 年代後半から 1940 年代前半における時期にその数が飛躍的に伸びて、1944 年は 50,320 ヶ所にまで至っていた。戦時厚生事業の一環として、食糧増産という目的で設置された農繁期託児所がこのように短期間に伸びることができたのは、季節的に労働集約的な農作業の特徴が、その期間だけ開設される農繁期託児所の目的と合ったからである。また、常設託児所といっても、幼稚園の二分の一、あるいは三分の一程度の保育料であり、託児所には、宮内省や内務省、厚生省からの助成金が交付されていた⁽⁷⁹⁾。

以上のように、農民は常設託児所の保育料が安くても反感を持っており、平時にはそれほど託児所の必要性を感じていなかった。だが、農繁期託児所は農民の要求と符合してその設置も急増しているが、外来の保姆と農民との考えの食い違いも相当あって、失敗の例も見られたことがわかる。

3. 保育現場の中心、保姆

第 1 節第 3 項では、保育施設の増加に伴う保姆不足問題を解決するため、戦時措置として保姆養成が積極的に行われたことを検討した。第 2 節第 2 項では、保育項目と保育内容

を通して保育に与えた戦争の影響を分析した。本節では、保育施設で保育を担当していた保姆が、子どもに保育をする時、どう感じていたのか、何が保姆としての職責で、何が悩みであったのかを検討することにする。

次に引用するのは、保育施設で保育をする保姆の悩みと指導の難しさに関する記事である。

堤 戦争ごっこで御座いますが、男の子は毎日そればかりで、何か他の遊びに導き度いと思つても適当なものがありません。支那と日本に分れまして、一般に勢力のある子供が大将になり、いろ／＼指令を發しますが、大将が「倒れろ」と云ふと地面にでも何でも倒れてしまふのです。かうした戦争ごっこを、どの程度まで許すか、又どの様に指導して行くかに困つて居るのですが……。

(中略)

山村 私の方では自分で支那兵になるといふ事はありませんが、乱暴で日頃叱られてゐる子供一人だけを支那兵にしてしまふので困りまして、兵隊さんだつて戦争ばかりしてはゐないのだからと、教練や軍歌の稽古をやつて居りますが、割合によくまとまります。(後略)

塩谷 私達の処でも勢力のある子供が大将になり、弱い子を打つといふことはよくありますが、輪などを作つた時、その弱い子を支那兵みたいだなどと云つたりします。強い者がいつも正しいければ、そして正しい者が強いといふのならよいのですが、強い者が正しいといふ事になれば、どうかと思ひます。⁽⁸⁰⁾

兵隊さんに感謝するのは当然の事でありなさねばならぬ事であるが、戦争を何と解釈して居るのか、破壊に対する兵隊さんの労苦にはいたく感謝するが、建設のために働かれる功績に対しては左程に感謝しない嫌はないであらうか、さらでだに破壊を好む幼児の性質に拍車をかける嫌がないとはいはれぬ。建設の為めの破壊である事は大人はよくわかつて居るのであるが、口にする戦争の話は破壊の喜びが多いやうに見受けられる(後略)。⁽⁸¹⁾

戦前の男児は輪投げ・鬼ごっこ・汽車ごっこ・自動車ごっこ・相撲絵本見・品玉遊び・馬遊びなどをし、女兒は人形ごっこ・お客遊び・ブランコ遊び・砂遊び・綾とり・お手玉など遊びとして楽しんでた⁽⁸²⁾。しかし、日中戦争が1937年7月に勃発してから半年足らずで、戦争がすでに子どもの生活と意識を占めていることが読み取れる。度が過ぎた子どもの戦争ゴッコに対する保姆の解決策は、教練や軍歌の稽古である。保姆の保育方法も戦争のなかで工夫されている。いつも強い者が正しいという子どもの認識をどう指導すればよいかという訴えからは、保姆の悩みがよくうかがえる。さらに、戦争の破壊だけが喜

びとして受け取られ、子どもの性質に悪い影響を与えるのではないかという心配からは、保姆の指導の難しさが感じられる。

次は、ある母親と相談する保姆の悩みに関する記事である。

昭和十五年のことです。ある母親が保姆に相談に来ました。その家は夫婦共稼ぎの貧しい仕立屋で、五つ、三つ、一つと三人の子どもがあり、赤ん坊がまだ乳ばなれもしていないのにもう妊娠している。貧乏でこれ以上家族がふえたらどうしてよいかわからぬし、また自分が働けなくなると夫一人の働きではとても一家が支えてゆけないというのです。保姆は「おかあさん、安心して子どもを生みなさい。産前産後の休養と子どもを丈夫に育てていく生活は国家が保障してあげますから」と明るく答えるのです。ところが保姆はそんなことを責任をもって言うことができません。⁽⁸³⁾

保姆はじかに母親と接するので、誰よりも生活の現実をよく知っている。だから、政府の人口増加政策と現実の矛盾を一層強く感じていた。保姆は国策にも忠実に従おうとするが、同時に、母親の生活と健康も守らなければならないので、どうにも答えにくい状況であった。それが保姆の悩みであった。

また、託児所の所長や保姆長により、戦時保育の実施内容が異なる場合もあった。文京区音羽の戦時託児所所長を務めていた新井正子は保育内容について、

選択するのは保育者であり、内容や方法にわたってまで外部から干渉や介入を受けた覚えはない。(中略) 例えば“国家行事ヲ保育ノ中ニ取り入れ”と、あるがその「取り入れ方」である。大詔奉戴日(開戦の詔書喚発の日に覚悟を新たにという趣旨)というのがあったが、当時の保姆の日志に「国旗掲揚し、大東亜戦争の意義は幼児には理解できないので、皆を守るために働いている兵隊さんやご両親のご苦勞を思い、心配をかけないように、よい子でいませうと話す」とある。⁽⁸⁴⁾

と述べている。

このように保姆が抱えている保育と指導の難しさは、戦争が長期化するにつれ、保姆の職責の重さとともに段々大きくなる。幼稚園から戦時保育所に名称を変えた十文字高女附設戦時保育所の留岡よし子主任は、戦時保育所になってから、朝7時から夜7時までの重労働と責任の重圧の下に置かれていた当番の保姆が、当番を終えた後、次々と倒れたこと、神経衰弱ようになって寝つかれなかったことを述べている⁽⁸⁵⁾。また、戦時保育所では、女学生が保育実習に来て、「保姆の躰けたことをこわしてゆくから困る」、「女学生が邪魔になる、来ない方がいい」などの保姆の訴えもあったという。これは、保姆と女学生が同じ年齢なので、保育実習において指導する立場にある保姆と実習をする女学生との葛藤が

問題となっていたのである⁽⁸⁶⁾。戦時期における保姆の役目は子どもの保育だけではなく、女学生の実習指導にまで拡張されていた。

これに関して、幼児教育の理論的指導者で、『幼児の教育』の編集者でもあった倉橋惣三(1882-1955)は、戦時における保姆の職分について、「担当の幼児達のために保育の周到をつくす」⁽⁸⁷⁾ことだと述べている。そうだとすれば、戦時期に「保育の周到をつくす」ために、保姆はどのような職責を担っていたのか。倉橋は、保姆の職責が「戦時保育を十全ならしめることに止まらず、常に身を以て幼児を護つてみなければならぬ大覚悟を伴ふ」⁽⁸⁸⁾ものであると記している。空襲や防空訓練のような危機状況において、子どもを護ることが戦時下の保姆の第一の職責であった⁽⁸⁹⁾。また、隣組保育の指導者としての責任もあった。保姆は、一般の女子青年を集団保育の補助者として指導し、高等女学校の保育実習指導も担当した。これは、平時なら師範学校附属幼稚園の保姆の仕事であったが、戦時期は、一般幼稚園や保育所の保姆も担当するようになり、新たな指導者としての職責が加えられていた⁽⁹⁰⁾。このため、上で確認したように、同じ年齢の女学生と保姆の間で葛藤があった。他にも、教育者としての責任もあった。平時の保姆なら所属している保育施設で担当の乳幼児を保育すればいいが、戦時期は「教育の国家性」⁽⁹¹⁾に従い、「皇国民としての資質」⁽⁹²⁾を教えることが保姆に要求されていた。

このように、戦時期の保姆は、子どもの保育者である上に、さらに指導者と教育者の重責を担い、その責任を果たす過程のなかで発生する問題や葛藤のため悩んだり、体力の限界を感じ、倒れたり、神経衰弱になったりしていた。「国の子」を育てる保姆が担っていた職責の重さが感じられる。

おわりに

以上、総力戦の時期の戦時保育と保育施設の変容について考察を行った。日本は、戦時保育を通して、幼稚園と保育園という性格の違う保育施設を一元化しようと試みた。戦時以前は、社会の不安要素と捉えられ、保護と救済の対象であった保育園や託児所の子どもが、戦時期には、戦時保育施設で「次代皇国民」の基本的素養を植え付けられた。

しかし、戦時保育施設に対する農民や母親の反応はあまり肯定的ではなかった。その理由は、貧しい農村の生活で保育料を出すことが苦痛であり、伝統的な家族制度の下では祖母や近所の人も自分の子どものように面倒を見てくれるのに、外国の真似をしてまで外来の保姆による託児所に子どもを預けることには抵抗感があったからだ⁽⁹³⁾。このような戦時保育施設に対する反感のなかでは失敗の例もあったが、農繁期託児所だけは農民の必要性と一致して短期間に飛躍的に伸びた。また、東京市戦時託児所は1943年という戦争末期に設置され、ただ一年半足らず存在した。非常時下における間に合せな保育施設の一元化だったので、そこには子どもを優先する保育理念は見られなかった。それは戦争に勝ち抜

くため、女性の労働力を動員し、子どもを「次代皇国民」に育成するという、二つの必要性に迫られて実施された一時的な政策であった。しかし、戦時託児所で行われた保育内容は、戦時託児所長や保姆長により異なる点もあった。

戦時保育の現場を担っていた保姆は、人口増加と女性の労働力動員を両立させるため、なくてはならない重要な存在であった。さらに、じかに母親や乳幼児と接していた保姆が担った職責と重圧による色々な問題と葛藤、悩みは、戦争の国家的な性格が乳幼児の教育までも入り込んでいたことを示している。

今後の課題は、戦時時期に進んでいた農村の共同作業の実態を実証的に検討することである。共同炊事・託児所・共同浴場の機能がどの程度、具体的な実効性をあげて実施されていたのかを分析し、さらに、当時の戦時保育と労働との複雑な性格をより明らかにしたい。

[注]

* 引用文献中の漢字の旧字体は新字体に改めた。

- (1) 国家総動員法のなかで「人的資源の統制」に関するものは、第四条（徴用）、第五条（国民協力）、第六条（国民統制）、第七条（争議統制）、第十三条第二項（従業者の供用）、第二十一条（国民登録）、第二十二条（技能者養成）などである。東京歴史科学研究会婦人運動史部会編『女と戦争——戦争は女の生活をどう変えたか』昭和史叢書5（女性）、昭和出版、1991年12月、277-86頁。
- (2) 『厚生省五十年史』資料編、厚生問題研究会、1988年5月、644頁。
- (3) 企画院「人口問題をどうする（下）」『週報』第228号、内閣情報局、1941年2月19日、36-37頁。
- (4) 荻宿俊風「東京市戦時託児所に就て」『幼児の教育』第43巻第6号、東京女子高等師範学校内・日本幼稚園協会、1943年6月、2-3頁。
- (5) 文部省普通学務局編纂『国民学校令及国民学校令施行規則——附関係改正法令（抄）』内閣印刷局、1941年5月、1頁。
- (6) 就学前教育制度研究委員会「国民幼稚園（仮称）に関する建議案に就て」『保育問題研究』第5巻第3号、法政大学児童研究所内・保育問題研究会、1941年3月、3頁。
- (7) 高橋さやか（1921年生）は日本社会における幼稚園や保育園という保育の発達と家庭とを関連させて、その歴史を追っている。高橋さやか『家庭と保育の歴史』、上笙一郎編「日本〈子どもの歴史〉叢書6、久山社、1997年4月（博文社、1954年6月初刊本の複製）。
- (8) 鷺谷善教『私たちの保育政策』実践保育学講座4、文化書房博文社、1967年1月。
- (9) 中西和子はその研究で、二葉幼稚園が子どもの養護と教育の両機能を併せ持っており、その機能が東京の保育施設全体のネットワーク形成にも貢献したと述べている。中西和子「二葉幼稚園から二葉保育園へのあゆみに関する一考察——養護と教育を併せ持つ保育とネットワーク作りの模索」『幼児教育史研究』第4号、幼児教育史学会、2009年4月、29-46頁。

- (10) 浅野俊和 (1966 年生) は、戦時下保育運動における保育項目である遊戯、唱歌、観察、談話、手技に関して、「保育問題研究会」が行った観察を中心に、戦時下の保育施設における科学教育のあり方を保育研究運動の立場から研究している。浅野俊和「戦時下保育運動における保育項目「観察」研究——「保育問題研究会」を中心に」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要』第9号, 2008年3月, 1-10頁。
- (11) 企画院「人口問題をどうする(下)」37頁。
- (12) 文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに株式会社, 1979年8月, 3頁。
- (13) 同上, 4頁。
- (14) 同上, 5頁。
- (15) 1925年4月21日, 勅令第74号。文部省『幼稚園教育百年史』512頁。森川正雄編『幼稚園保育題材集——並幼稚園令及附属法令』奈良・森川正雄, 1925年7月, 1頁。
- (16) 保育研究部「託児所の沿革」『児童問題研究』第1巻第1号, 東京帝国大学セツルメント, 1933年7月, 27頁。
- (17) 同上, 31頁。
- (18) 高橋さやか『家庭と保育の歴史』202頁。
- (19) 保育研究部「農繁託児所の問題」『児童問題研究』第2巻第5号, 児童問題研究会, 1934年7月, 31-34頁(「佐渡の一農婦より」)。
- (20) 日本社会事業協会社会事業研究所編『日本社会事業年鑑 昭和22年版』1948年8月, 110頁。
- (21) 保育研究部「託児所施設の調査研究」に就いて『児童問題研究』第2巻第7号, 児童問題研究会, 1934年11月, 20頁。
- (22) 高橋さやか『家庭と保育の歴史』126頁。
- (23) 同上, 202頁。
- (24) 松久義平「高等女学校における保育実習について」『幼児の教育』第44巻第5号, 日本幼稚園協会, 1944年5月, 3頁。
- (25) 各国の出生率の数値は、企画院「人口問題をどうする(上)」(『週報』第227号, 1941年2月12日), 25頁による。なお、同頁では1937年の日本の出生率を30.61としている。
- (26) 各国の死亡率の数値は、同上による。日本の出生率は16.9とされている。
- (27) 企画院「人口問題をどうする(上)」30頁。
- (28) 企画院「人口問題をどうする(下)」43頁。
- (29) 高岡裕之『資料集 総力戦と文化』第2巻(厚生運動・健民運動・読書運動), 大月書店, 2001年4月, 75頁。1942年10月14日開催の日本厚生協会主催「厚生運動指導者懇談会」における, 前大政翼賛会文化部副部長・上泉秀信の発言の一部。
- (30) 同上, 76頁。
- (31) 厚生省人口局「妊産婦手帳制」『内務厚生時報』第7巻第8号, 1942年8月, 2頁。
- (32) 同上。
- (33) 岡崎文規『戦時下の乳幼児保護問題』一元社, 1943年9月, 37-38頁。
- (34) 保健婦規則: 1941年7月10日厚令36, 同日施行, ①保健婦は, その名称を使用して疾病予防の指導, 母性又は乳幼児の保健衛生指導等の業務を行う女子を言い, 18歳以上で地方長官の免

- 許を受けたもの、② 免許資格（保健婦試験に合格した者で、3月以上保健婦の業を修業したもの又は厚生大臣の指定した学校等を卒業したもの）。『厚生省五十年史』資料編、256頁。
- (35) 美濃口時次郎「戦力増強と女子勤労」『社会政策時報』第286号、1944年7月、4-6頁。
- (36) 国家総動員法に伴う女性を対象にした勅令は、1940年2月の青少年雇用制限令、1941年11月の国民勤労報国協力令、1944年8月の女子挺身勤労令、1944年8月の学徒勤労令などがある。
- (37) 日本社会事業協会社会事業研究所編『日本社会事業年鑑 昭和22年版』110頁。
- (38) 荻宿俊風「東京市戦時託児所に就て」4-5頁。
- (39) 保育研究部「農繁託児所の問題」36頁。
- (40) 同上、36-37頁。
- (41) 1930年、東京市立託児所の場合、月給制ではなく日給制で初任給1日平均1円から1円20銭であった。当時の小学校教師の給料と比較すると、男教員の師範学校出初任給は40円から45円で、女教員は10円ほど安い。大差はないにしても、労働量を考えると、保姆の方が低い待遇であったという。保育の歴史を勉強する会『保母——その生活の歴史』保育問題研究会、1957年5月、24頁。
- (42) 1943年7月1日に東京市、東京府が東京都制施行により廃止され、東京都になる。本稿での東京市や東京都もこれに準ずる。
- (43) 谷川貞夫「決戦下に於ける東京都の厚生事業」『厚生問題』第28巻第4号、財団法人中央社会事業協会社会事業研究所、1944年4月、16頁。
- (44) 角銅利生「福岡県厚生事業現地報告」『厚生問題』第28巻第4号、28頁。
- (45) 打尾忠治「富山県に於ける厚生事業の動向」『厚生問題』第28巻第4号、36頁。
- (46) 荻宿俊風「東京市戦時託児所に就て」2-3頁。
- (47) 同上、3頁。
- (48) 実際に、1938年に東京市王子第一尋常小学校に入学した品川洋子（1931年生）は、一年生の時、学級は68人で、そのなかで、幼稚園に行っていた人は一、二人しかいなかったと述べている。彼女は、東京府東京市王子区（現東京都北区）豊島8丁目にある、しらぎく幼稚園に通ったという。品川洋子『戦中戦後少女の日記——家庭や学校に昭和のよさがあった頃』中央公論事業出版、2008年7月、21-23頁。
- (49) 城戸幡太郎『幼児教育論』賢文館、1939年11月、75頁。
- (50) 大石勇「公設保育施設経営上の諸問題」『社会事業』第25巻第5号、中央社会事業協会社会事業研究所、1941年5月、46-51頁。京極慶正「保育を一筋道へ」『社会事業研究』第30巻第11号、大阪府厚生事業協会、1942年11月、10-11頁。
- (51) 『朝日新聞』1944年5月25日、朝刊第2面。
- (52) 桑原きよみ「皇国民的性格の啓培を旨せる保育の実際」『幼児の教育』第43巻第3号、1943年3月、25頁。
- (53) 同上。
- (54) 日本保育学会『日本幼児保育史』第5巻、フレーベル館、1974年5月、44頁。秋田美子「わたしの経験から」（『保育』第22巻6号、1967年6月）より引用。
- (55) 「戦時下保育の実施事項」『幼児の教育』第43巻第8・9号、1943年8-9月、13頁。

- (56) 柴田みどり「戦時下幼児の身体的欠陥と其の対策」『幼児の教育』第43巻第2号, 1943年2月, 15頁。
- (57) 菊池ふじの「東京都戦時託児所を訪ねて——参観記」『幼児の教育』第43巻第12号, 1943年12月, 19頁「お八つの配給といふとすぐ, お菓子を聯想するのであるが, 一ヶ月の統計表を見ると, 月三十回の中, 駄菓子, 飴, 煎餅, などの所謂従来のお八つなるものは十二回に過ぎず, 馬鈴薯, 竹輪, 里芋, ^(ママ)ほうれん草などの配給を受けしものを調理塩梅してお八つとして与へられてゐるのであつた」。
- (58) 「戦時下保育の実施事項」12頁。
- (59) 柴田みどり「戦時下幼児の身体的欠陥と其の対策」16頁。
- (60) 谷川貞夫「決戦下に於ける東京都の厚生事業」3頁「而して都制実施の根本目標の一つを為す帝都たる東京に, 真に国家的性格に適応した確乎たる体制の確立が具現されるであらう」。
- (61) 荻宿俊風「東京市戦時託児所に就て」2頁。
- (62) 谷川貞夫「決戦下に於ける東京都の厚生事業」12頁。
- (63) 方面委員は大正後半期に成立され, 細民家族に適当な扶助を行い, 回復や向上を図る制度として, 1936年11月方面委員令が公布・法制化され, 1937年1月から実施される。方面館は隣保館とも呼ばれ, 細民の救済や失業者のための職業紹介などが行われた社会事業施設であつた。吉田久一『日本社会事業の歴史』勁草書房, 1889年11月, 157-90頁。
- (64) 鷺谷善教『私たちの保育政策』69頁。
- (65) 荻宿俊風「東京市戦時託児所に就て」2頁。
- (66) 高橋さやか『家庭と保育の歴史』206-07頁。
- (67) 荻宿俊風「東京市戦時託児所に就て」2頁。
- (68) ここでその例として, 吉田松陰の塾を挙げている。荻宿俊風「東京市戦時託児所に就て」4頁。
- (69) 荻宿俊風「東京市戦時託児所に就て」4頁。
- (70) 同上, 5頁。
- (71) 3歳以下, あるいは乳児を拒否する託児所と関連して, 帝大セツルメント託児部「託児所訪問記二」『児童問題研究』第1巻第5号, 東京帝国大学セツルメント, 1933年12月, 57-58頁。
- (72) 猪鼻寅雄『私が歩いた社会福祉の一筋道——老境回顧録』近代文藝社, 1992年11月, 24頁。
- (73) 鷺谷善教「幼保一元化論に関する覚書——戦前における幼保の制度論」『社会事業の諸問題』日本社会事業大学研究紀要, 第24集, 1978年3月, 80-81頁。
- (74) 高橋さやか『家庭と保育の歴史』211頁。
- (75) 猪鼻寅雄『私が歩いた社会福祉の一筋道』27-32頁。
- (76) 藤田たき「女子学生の勤労奉仕としての保育事業——津田子供の家の建設を中心として」『社会事業』第25巻第5号, 1941年5月, 66-72頁。
- (77) 須永重光「農村に於ける共同作業と厚生施設の諸問題」『社会事業』第25巻第12号, 1941年12月, 7頁。
- (78) 同上, 8頁。
- (79) 朝原梅一「託児事業の特質」『幼児の教育』第31巻第4号, 1931年4月, 9頁「幼稚園では保育料二円乃至五円を徴収する園が普通の様であります, 託児所では日納は三銭乃至五銭であり

まして、月納は一円乃至一円二十銭が一番多い様であります。そこで官公衛の経営は何等困難はありませんが、私設の団体ではその維持費に、困つて居りました所から、従来はその経営を助ける意味に於て、基礎鞏固な団体に対しましては、宮内省の御下賜金及び国庫（内務省）府県、市町村恩賜財団、慶福会等から社会事業奨励助成金を交付され、その外に託児所後援会其他の寄附金がありまして」。

- (80) 「戦争と保育問題」『保育問題研究』第2巻第1号、1938年1月、10-11頁。発言者は、順に堤リウ（女子師範附属幼稚園）、山村きよ（東京市富士見町幼稚園）、塩谷アイ（東京府尾久隣保託児所）。保育の歴史を勉強する会『保母——その生活の歴史』132-33頁に引用（ただし細部に異同あり）。
- (81) 「新入園児を迎へる準備 [回答]」『幼児の教育』第42巻第3号、1942年3月、13頁。東京大和郷幼稚園の坂内ミツンの回答の一部。保育の歴史を勉強する会『保母——その生活の歴史』134頁に引用（一部省略。細部に異同あり）。
- (82) 保育研究部「冬季の保育プラン——託児所・幼稚園における」『児童問題研究』第3巻第1号、児童問題研究会、1935年1月、51-54頁。
- (83) 保育の歴史を勉強する会『保母——その生活の歴史』38頁。『保育問題研究』第4巻第2号、1940年3月、35頁（編集部「ニュースから拾つた問題」のうち「人口問題と保母の立場」の項より要約して引用）。
- (84) 東京都公立保育園研究会編『私たちの保育史——東京市立託児場から都立区立保育園まで』上巻、東京都公立保育園研究会、1980年3月、232-33頁。
- (85) 留岡よし子「戦時保育所二ヶ月の雑感」『幼児の教育』第44巻第9号、1944年10月、3-4頁。
- (86) 同上、5-6頁。
- (87) 倉橋惣三「戦時保母の職責の重化と拡大」『幼児の教育』第44巻第5号、16頁。
- (88) 同上。
- (89) 同上。
- (90) 同上、17-18頁。
- (91) 倉橋惣三「保母の職分の深さ」『幼児の教育』第44巻第6号、1944年6月、18頁。
- (92) 荻宿俊風「東京市戦時託児所に就て」3頁。
- (93) 廣瀬興「農村に於ける戦時下幼児保育の諸問題」『幼児の教育』第43巻第6号、1943年6月、6-7頁。